

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二日

沖縄県南城市字つきしろ一二三番地一三七

合同会社Ohana
清算人 上原 有希

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年七月八日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二日

大阪府吹田市千里山西六丁目二番一八号

清算人 松本 京子
専任教本部

連絡先 大阪市中央区北浜四丁目一番一八号
淀屋橋ゲートタワー九階 弁護士法人淀屋橋法律事務所

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年七月八日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二日

大阪市生野区猪飼野中七丁目一番地

普現寺
清算人 松本 京子

連絡先 大阪市中央区北浜四丁目一番一八号
淀屋橋ゲートタワー九階 弁護士法人淀屋橋法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年九月十日開催の理事会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年三月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月三十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二日

北海道札幌市白石区南郷通十二丁目北一番二五号
医療法人社団南郷医院
清算人 柳 莊一郎

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二日

東京都中央区日本橋室町一丁目五番二号東洋ビル八階
医療法人社団桃仁日本橋レディースクリニック
清算人 馬場真木子

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年一月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月三十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二日

富山県下新川郡朝日町桜町三〇九〇番地
宗教法人善久寺
清算人 長等 兼昭

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二日

愛知県長久手市市神前一八八番地
医療法人スズムラ眼科医院
清算人 鈴村 好人

第十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
(単位:円)

資産の部計 一〇三、〇六八、八四七

負債及び純資産の部 三五、九三一、五七九

純資産の部計 六七、一三七、二六八

負債及び純資産の部計 一〇三、〇六八、八四七

令和八年九月二日
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足二二二番地
一般社団法人くすみち
理事長 長尾 孝宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区東苗穂十条三丁目六四五番地八、最後の住所札幌市東区本町一条四丁目八番二五号 被相続人 亡 澤村 芳陳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

札幌市中央区北一条西十丁目一番地一五
UD札幌北一条ビル六階 桶谷法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長崎 拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字城南一丁目三番地一三、最後の住所青森県弘前市大字蔵主町三番地二一 被相続人 亡 齋藤 義弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

青森県弘前市大字塩分町四番地四 小田 切・米山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 米山 達三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市二枚橋町北一丁目三四番地一、最後の住所岩手県宮古市山口四丁目二番九一ー一〇四号市営住宅 被相続人 亡 城守 貢
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

岩手県宮古市長町一丁目七番六号 松本法
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松本 良啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区高倉字神前五〇番地、最後の住所福島県南相馬市原町区石神字川原田七五番地 被相続人 亡 遠藤 広規
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

福島県相馬市中村字桜ヶ丘五六番地一
T・Kウェルネス桜ヶ丘二〇三号室
のくの風法律事務所相馬Nブランチ
相続財産清算人 弁護士 佐藤 智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市片岡町三丁目二一六五番地三、最後の住所群馬県高崎市片岡町三丁目二一六五番地三 被相続人 亡 外所 勇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

群馬県前橋市古市町一五〇ー一 吉野屋
ビル三〇三
相続財産清算人 弁護士 濱田みどり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区川治八条三丁目一六六二番地、最後の住所埼玉県八潮市大字大瀬三八〇番地四 被相続人 亡 後藤彩和子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一三番一二号埼
葛法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉村 総一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前三丁目二一〇番地、最後の住所埼玉県入間市大字南峯二〇七番地一 被相続人 亡 菅井 孝男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一 弁護士
法人川越法律事務所
相続財産清算人 弁護士 細田 初男